

売却区分番号	3528-3		
見積価額	¥420,000	公売保証金	¥50,000
財産の表示	1 所在 千葉県勝浦市台宿字金畠 地番 364番 地目 山林 地積 6,750 平方メートル		
	以上登記簿による表示		
公法上の規制	南東部分 都市計画区域内 用途地域の指定なし 建蔽率 60% 容積率 200% その他の部分 都市計画区域外 宅地造成等工事規制区域 地域森林計画対象民有林		
接道状況	東側 幅員約3.0メートル未舗装赤道（建築基準法上の道路ではない。） ほぼ等高接面		
地盤・地勢	南部分 南向き傾斜地 西部分 西向き傾斜地 その他の部分 ほぼ平坦地		
使用状況等	対象物件の一部 (イ) 高圧線下地として使用 使用者の申立てによる送電線路架設契約の内容 契約期間 送電線路を必要とする期間 地積 29.58 平方メートル 補償料(年額) 5,325円 (1平方メートルあたり180円) (支払期 日: 4月から翌年3月までの1ヶ年分を当年12月末日) 送電線路に支障となる工作物の設置、竹木の植栽等、その他送電線路に支 障となる行為はすることができない。 対象物件を別の第三者に譲渡する場合、当該契約に基づく権利義務（すで に支払った補償料のうち譲渡日以降に相当する補償料を含む。）を引き継ぐ。 (ロ) 高圧線下地として使用 使用者の申立てによる送電線路架設契約の内容 契約期間 送電線路を必要とする期間 地積 17.31 平方メートル 補償料(年額) 20,404円 (1平方メートルあたり180円) (支払 期日: 4月から翌年3月までの1ヶ年分を当年12月末 日) (ただし、件外土地363番2の一部 (96.04 平方メー トル) と一括の金額) 送電線路に支障となる工作物の設置、竹木の植栽等、その他送電線路に支 障となる行為はすることができない。 対象物件を別の第三者に譲渡する場合、当該契約に基づく権利義務（すで		

売却区分番号	3528-3		
見積価額	¥420,000	公売保証金	¥50,000
	<p>に支払った補償料のうち譲渡日以降に相当する補償料を含む。) を引き継ぐ。</p> <p>(ハ) 第三者所有の鉄塔用地として賃貸 賃借人の申立てによる賃貸借契約の内容 契約期間 平成18年4月1日から平成32年3月31日まで (期間満了後、契約期間を20年間として自動更新されている。) 地積 98.01平方メートル 賃料(年額) 61,747円(1平方メートルあたり630円)(支払期 日:4月から翌年3月までの1ヶ年分を「当年12月末日」) 対象物件を別の第三者に譲渡する場合、当該契約に基づく権利義務を引き 継ぐ。</p> <p>その他の部分 雑木・雑草繁茂</p>		
特記事項	<p>境界は判然としない。 使用状況等欄に記載の補償料及び賃料については、令和9年3月31日分までを所有者に支払い済みである。</p>		
住居表示等	千葉県勝浦市台宿字金畠364番		
最寄駅等	JR(東日本)外房線 上総興津駅 北西方約3.3キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</li> <li>2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。</li> <li>3 執行機関(国)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。</li> <li>4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol> <p>なお、売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む。)があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

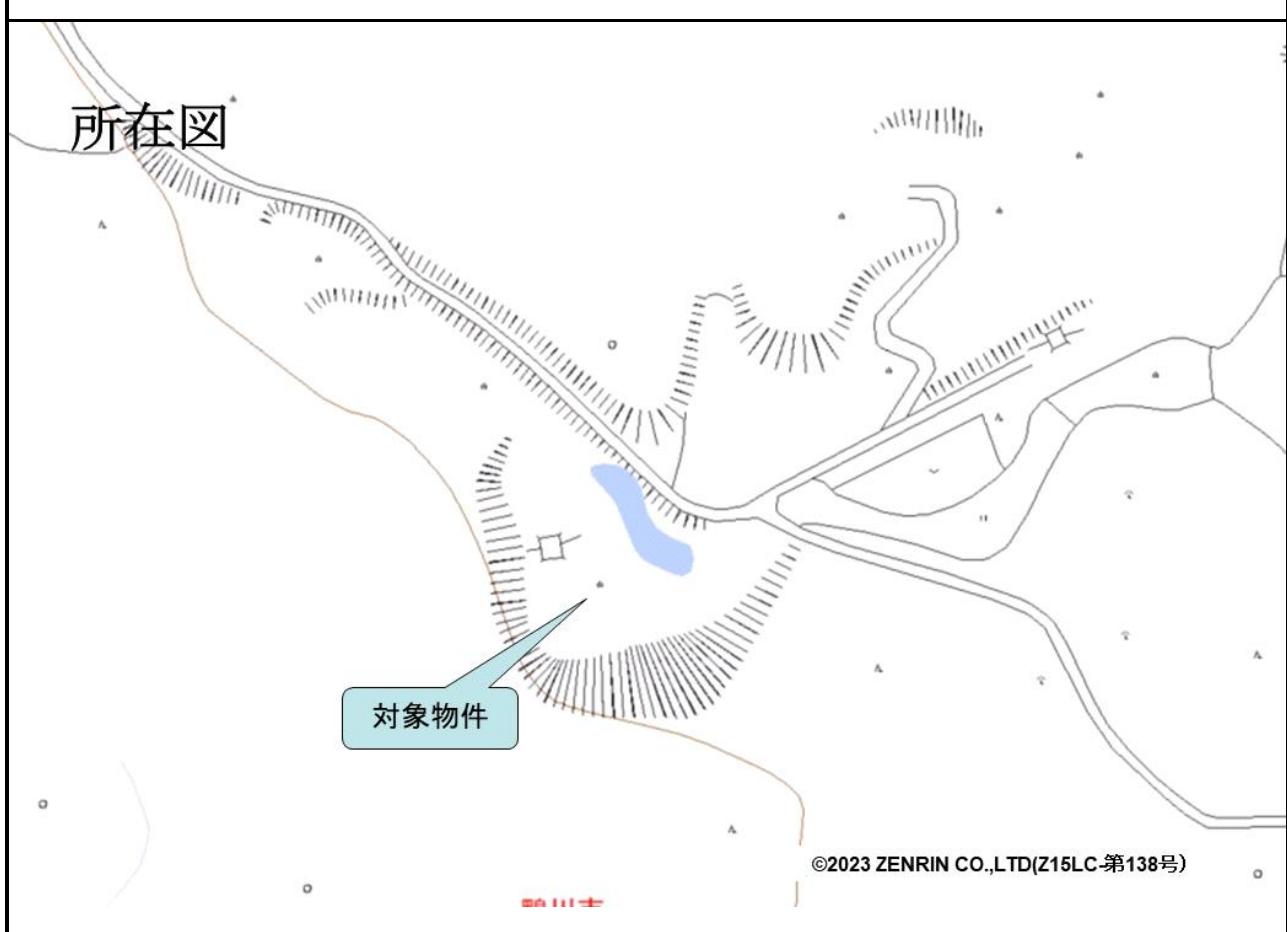
売却区分番号

3528-3

## 位置図



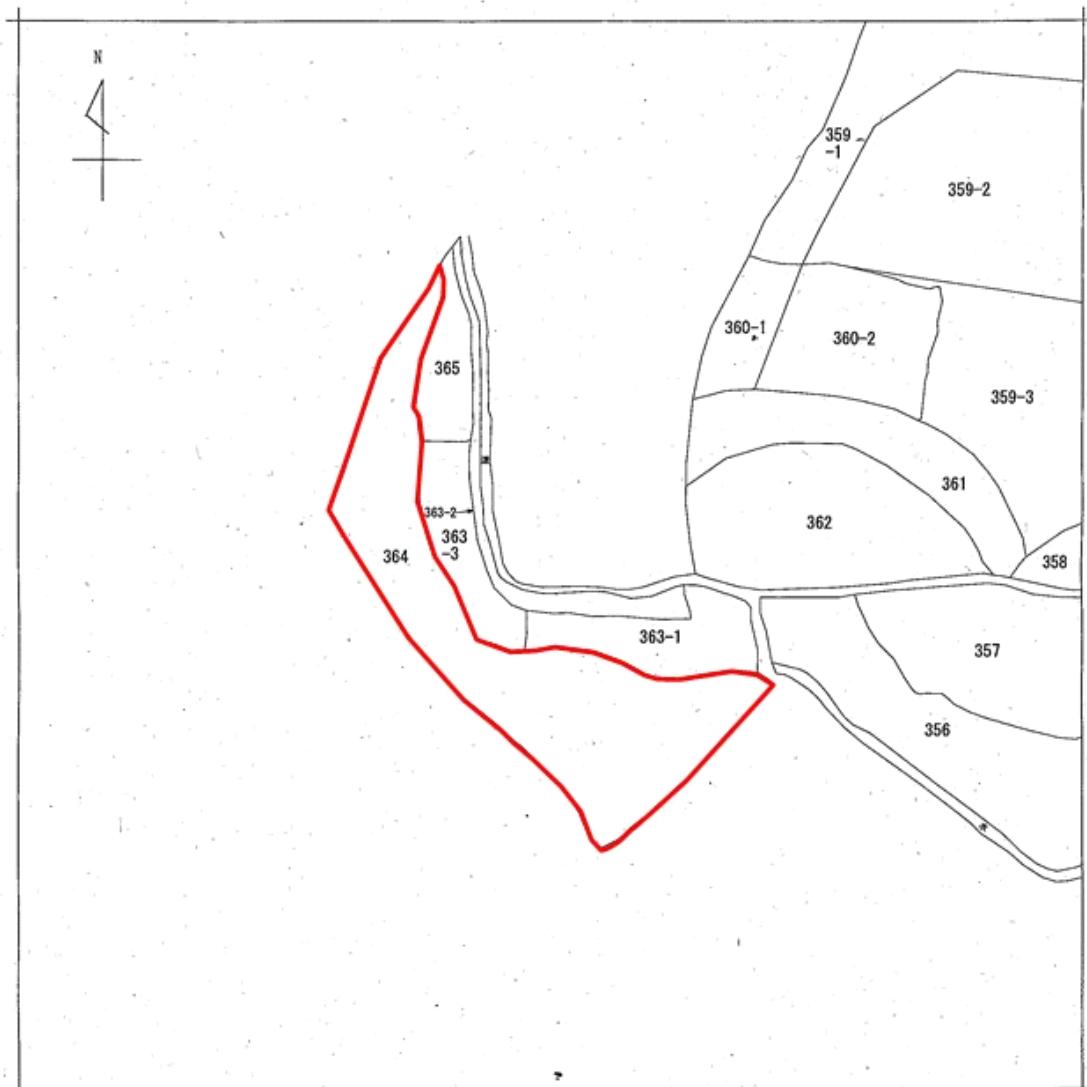
## 所在図



壳却区分番号

3528-3

## 見取図



売却区分番号

3528-3



※動産は公売財産に含まれません。